

第1章 総則

第1条 (約款の適用)
当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし。...

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)
借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとし。...

第3条 (貸渡契約の締結)
当方は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。...

第4条 (貸渡契約の成立等)
貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとし。...

第5条 (貸渡契約の解除)
当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし。...

第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)
レンタカーの貸渡期間中にあって天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとし。...

第7条 (中途解約)
借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとし。...

第8条 (借受の条件の変更)
貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとし。...

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)
当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとし。...

第3章 貸渡自動車
第10条 (開始日時等)
当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとし。...

第4章 貸渡料金
第12条 (貸渡料金)
当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所に届け出て実施している料金表によるものとし。...

第5章 責任
第14条 (定期点検整備)
当社は道路運送車両法第48条第2項の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとし。...

第16条 (借受人の管理責任)
借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとし。...

第17条 (禁止行為)
借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとし。...

第18条 (違法駐車の場合の処置等)
借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に頭出し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとし。...

第19条 (約款冒頭の個人情報取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意する)
1 借受人又は運転者は、レンタカーを借り受け、レンタカーを貸し渡すことによる貸渡契約を締結し、この約款に基づきレンタカーの貸渡を受けるものとし。...

6 当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は訴訟を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとし。...

第6章 自動車事故の処置等
第21条 (事故処理)
借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとし。...

第22条 (補償)
当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第20条の損害賠償責任を次の限度内においてん補するものとし。...

第23条 (故障等の処置等)
借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとし。...

Table with 2 columns: 状況 (Situation) and 金額 (Amount).
1 自走して当社又は当初の返還予定地に返還した場合 20,000円
2 自走できず当社又は当初の返還予定地に返還できなかった場合 50,000円

3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとし。...

第7章 取消し、払戻し等
第25条 (予約の取消し等)
借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとし。...

第26条 (中途解約手数料)
借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとし。...

第27条 (貸渡料金の払戻し)
当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払戻しするものとし。...

第8章 返還
第28条 (レンタカーの確認等)
借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとし。...

第29条 (レンタカーの返還時期等)
借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとし。...

第30条 (レンタカーの返還場所等)
レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとし。...

第31条 (レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)
当社は、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか(社)全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとし。...

第32条 (個人情報の登録と利用の合意)
借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとし。...

第9章 雑則
第33条 (遅延損害金)
借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし。...

第34条 (契約の細則)
当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとし。...

第35条 (管轄裁判所)
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。...

附則
この約款は、令和2年4月1日から実施します。

注1 道路運送車両法 第47条 (仕業点検)
自動車を運行する者は、一日一回、その運行の開始前において、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
注2 道路運送車両法 第48条 (整備催告)
運輸大臣は、自動車の使用者に対し、運輸省令で定める技術上の基準に従い整備をすべきことを催告することができる。

レンタルガイド
レンタカーご利用のお客様へ

安全運転のしおり・貸渡約款



交通ルールを守り、安全運転でご利用ください。

店番号
北海道十勝レンタカー White Birch
〒080-2471
北海道帯広市西21条南3丁目1番地5



レンタカーご利用のお客様各位

本日は当店のレンタカーをご利用頂き有難うございます。
車両の貸渡しについて、下記の通りご案内申し上げます。
なお、車両取扱いについては装備の説明や計器類の操作方法が詳しく記載されている「車両取扱い説明書」をご一読いただきますようお願い申し上げます。

□ご利用レンタカー車両の延長について

ご利用期間中に契約時間及び日数を延長される場合は、必ず当店までご連絡をお願いいたします。次にご利用頂くお客様にご迷惑かけるばかりでなく、万一事故が発生した場合に保険の適用が受けられない場合があります。ご契約を延長される場合は、延長料金を当店規定によりお支払いいただきます。

□ご利用燃料について

返却前の満タン給油をお願いいたします。満タンでご返却いただけない場合は走行距離に応じて所定の燃料代を申し受けます。

軽自動車の場合	1 kmにつき20円 (税別) で清算させていただきます。
小型車以上の場合	1 kmにつき30円 (税別) で清算させていただきます。

□日常点検について

数日に渡りご利用頂く場合は、運転される前に外装チェック、車両装備の有無、冷却水、オイルの確認など点検を実施してください。
※道路運送法により運転される方が使用する前に点検するよう定められております。

□保険について

＜保険補償制度＞
事故による損害金は以下の限度内において補償いたします。

対人補償	無制限 (自賠責保険を含む)
対物補償	無制限 (免責額10万円)
人身傷害	無制限
車両保険	時価額 (免責額10万円)

※免責額とは、お客様にご負担頂く金額のことです。

□免責補償制度 ※別途有償

万一事故を起こされた場合、当店貸渡し契約及び保険約款の免責事項に該当しない限り、保険免責額を免除する制度となります。

加入料：3,000円 (税込) ※24時間毎

□故障が発生した場合のご対応について

当店では、貸渡しするレンタカーの車両整備に細心の注意を払い点検しておりますが、もし車の異常にお気づきになりましたら「**道路交通法**」の定めにより安全な場所まで移動のうえ、下記連絡先までご連絡ください。
※高速道路：自動車専用道路では三角停止板の設置をお願いいたします。

□事故が発生した場合のご対応について

＜発生現場での処置対応＞

- けが人を救助してください。(病院にて受診させてください)
- 車輛を安全な場所にご移動ください。
- 警察へ連絡し相手方と双方で届出をお願いいたします。
- その場での示談はしないでください。(特に注意が必要です)
- 当店へ必ずご連絡ください。

◆営業時間内での発生の場合

当店並びに保険会社までご連絡をお願いいたします。

連絡先:	オートバックス帯広21条	店
TEL:	0155-35-0077	担当者:
保険会社:損害保険ジャパン 24時間 事故・故障受付専用電話番号		
事故サポートセンター		0120-256-110
ロードアシスタンス専用デスク		0120-365-110

◆営業時間外での発生の場合

- 上記事故受付センターとロードサービスは**24時間** 対応させていただきます。
 - その後のご対応については上記専用電話の担当者と調整をお願いいたします。
 - 当店への連絡は、店舗オープン以降お早目(午前中) にお願いたします。
- ロードアシスタンス**
 - ・レッカーけん引(1事故につき15万円限度、応急処置費用と合算の限度額となります。)
 - ・応急処置(30分程度、1事故につき15万円限度、レッカーけん引費用と合算の限度額となります。)

※バッテリー上がり時のジャンピング、キー閉じ込み時の鍵開け、パンク時のスペアタイヤ交換、落輪した場合の引上げ
※ロードアシスタンスを超える費用はお客様の負担となります。
※ご契約の自動車事故・故障またはトラブルにより走行不能となった場合にご利用頂けます。注1「走行不能」とは

注意事項

□事故の場合、保険補償制度が適用できないケース

- 事故時に警察及び当社への連絡など所定の手続きが無かった場合
- 貸渡約款に違反している場合
 - ◆迷惑(違反)駐車に起因した損害
 - ◆飲酒及び酒気帯び運転
 - ◆薬物使用
 - ◆無断延長
 - ◆契約書記載の運転者以外の運転
 - ◆又貸し
 - ◆無免許運転(運転免許停止期間中や運転できる自動車の種類に違反している場合も含)
 - ◆無断で示談した場合
 - ◆各種テスト・競技に使用、又は他社けん引・後押しに使用した場合
 - ◆その他、レンタカー約款(貸渡約款)に定める免責事項に該当する事故等
- 当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合
 - ◆故意による事項
 - ◆クレーン車両のクレーン本体の損傷(アウトリガーを含む)
 - ◆パンクやタイヤの損傷
 - ◆ホイールキャップの紛失、破損
 - ◆鍵の紛失
 - ◆パンク応急修理キットの使用
 - ◆お客様の所有、使用、管理する財物の損害 等
- 使用、管理上の落ち度があった場合
 - ◆キーをつけたまま、又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合
 - ◆使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食の補修費
 - ◆車内装備の汚損
 - ◆装備品の損失
 - ◆タイヤチェーン・キャリア・チャイルドシートの取り付け及び装備不備による損害
 - ◆海岸・河川敷又は林間等公道以外で走行した場合の車両損害(維持管理された道路以外での事故)
 - ◆給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費
 - ◆クレーンや高所作業車等の有資格者以外の方の操作により生じた損害 等

- 上記、保険補償制度が適用されない損害、又補償の限度額を超えた損害についてはお客様の実費負担となります。
- 相手不明の当て逃げ・車上荒らしによる損害・ガラスへの飛び石についてはお客様の実費負担となります。

□当店へのご連絡内容について

①いつ 事故発生の年月日・時刻

②どこで 事故発生の場所(町名・番地・道路名)

③誰が何を 相手方の氏名・住所・連絡先 等

④どうして 事故の原因、内容

⑤どうなった 届出警察、相手方の状況(損害状況・入院先 等)

□駐車違反違約金について

●万一、放置駐車違反の確認標章が取り付けられたら……

- 速やかに管轄の警察に出頭し、所定の手続きを完了してください。
- 指定の金融機関で反則金の納付を完了してください。
- 各種手続き、反則金納付後に店舗へ車両をご返却ください。
※ご返却時に「交通反則告知書」及び領収日付のある「納付書・領収書」等の書類を確認させていただきます。

●「交通違反告知書」及び「納付書・領収書」等をご提示いただけない場合(反則金の納付が確認できない場合)は、下記の違約金をお支払いいただきますのでご注意ください。

放置違反金相当額… 25,000円

※反則金納付の確認がとれない場合、及び違約金のお支払いをされなかった場合は、(社)全国レンタカー協会のシステムへ登録されますので同協会に加盟するレンタカー会社は、該当のお客様への以後のレンタカーご利用をお断りさせていただきます。

□ノンオペレーションチャージについて

万一、事故・盗難・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃が必要となった場合、その期間の営業補償として下記金額をご負担いただきます。(免責補償制度に加入されていてもお支払いいただきます。)

① 自走して当社又は当初の返還予定地に返還した場合	20,000円
② 自走できず当社又は当初の返還予定地に返還できなかった場合	50,000円

●修理中の休車補償料

1日10,000円(税別) 最大20日までかかります。
事故及びお客様過失の車輛設備の破損・汚れ・悪臭にて休車の場合1日10,000円(税別) 最大20日までご負担いただきます。(修理は弊社指定工場での作業日数を摘要とさせていただきます。)

□キャンセル費用

8日以上前	7日～前日	当日
申込金 (1万円)	70%	100%

※お子様の突然の体調不良などによるキャンセルの場合はご相談下さい。期間内(1年以内)の日程変更に限り、キャンセル費用を頂戴いたしません。
2023年4月1日 施行

注1、「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。ただし、ご契約の自動車に直接生じた偶然な事由に起因する場合に限りです。

事故記載メモ (できるだけ詳しくご記入ください)	
■事故状況	
事故日時:	年 月 日 時 分 頃
事故現場:	
損害箇所:	
届出警察署:	署 担当者名
■相手方	
氏 名:	自宅電話 () -
住 所:	
携帯電話:	() -
勤務先:	勤務先電話() -
ナンバー:	
保険会社:	
病 院 名:	
修理工場名:	

貸渡約款を必ずお読みください。

レンタカー貸渡約款

- 個人情報の取扱について
1 借受人(貸渡約款の申込みを行う者を言う)及び運転者(以下「借受人」、「運転者」という)は当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
(1) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと
(2) 自動車、保険、カー用品、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付 eメールの送信等の方法により借受人又は運転者にご案内すること。
(3) 商品開発・運用システム等又はお客様満足度向上策検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。
2 借受人及び運転者は、当社が下記に示した範囲において借受人及び運転者の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、借受人及び運転者は当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることができます。
(1) 提供内容:
利用車種の満足度、使用目的、その他借受開始日等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び運転者の氏名・住所等の個人情報
(2) 提供先及びその利用目的

□  オートバックス 帯広21条	住所 帯広市西21条南3丁目1-5 TEL0155-35-0077
AM10:00~PM7:00	
□  オートバックス 帯広店 西6条	住所 帯広市西6条北1丁目8番地 TEL0155-23-5500
AM10:00~PM7:00	